森・濱田松本法律事務所
MORI HAMADA & MATSUMOTO

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

2021 年 7 月号（Vol.12）

特許法等の令和 3 年改正

Ⅰ. はじめに
Ⅱ. 特許法等の一部を改正する法律の内容及び実務上の留意点
Ⅲ. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 飯塚 卓也
TEL. 03 5223 7724
takuya.iizuka@mhm-global.com
弁護士 堺 有光子
TEL. 03 5293 4858
yumiko.sakai@mhm-global.com

Ⅰ. はじめに

本年 5 月 14 日に、第 204 回通常国会において、特許法等の一部を改正する法律が成立し、同月 21 日に、令和 3 年法律第 42 号として公布されました。本改正は、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、審判手続のデジタル化を進める規定を新設したほか、社会のデジタル化等の進展に対応して特許権者等の権利保護を見直した点、知的財産制度の基盤強化を目的として、特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ）を導入した点が特徴です。また、意匠や商標を侵害する模造品の海外事業者からの個人輸入に関し、水際強化を図る規定も新設されています。

本ニュースレターでは、これらを中心に、今国会で成立した特許法等の改正の概要及び実務上の留意点を取り上げます。

Ⅱ. 特許法等の一部を改正する法律の内容及び実務上の留意点

1. 審判口頭審理のオンライン化（特許法 145 条 6 項・7 項等）

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、デジタル化、リモート・非接触など経済活動のあり方が大きく変化したことを受け、社会の変化に対応すべく、特許・実用新案・意匠・商標に係る審判の口頭審理等について、当事者等の申立てや審判長の職権判断により、当事者等が審判廷に出頭することなくウェブ会議システムを利用して手続きを行うことを可能とする規定が新設されました。これによって、これまでは、呼出を受け、対面で行うことが要件とされていた審判（特許法 145 条 3 項等）について、当事者等は、ウェブ会議システムを利用した手続きとするよう、審判官に申し立てることができるようになります。また、当事者等は、証拠調べ手続及び証拠保全手続に際しても、ウェブ会議システムを利用することが可能となります（特許法 151 条等）。なお、本項の施行日は、公布日から 6 月以内で政令で定める日とされています。

現時点において、ウェブ会議システムを利用する要件等は定まっていませんが、特許庁庁舎内で行われることを基本とする審判廷への移動に伴う様々な負担を強いられてきた遠隔地に居住する当事者等は、積極的に当該制度を利用することが考えられ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ます。なお、運用にあたっては、ガイドライン等が作成される可能性が高く、今後の動向に留意が必要です。

2. 訂正等における通常実施権者の承諾を不要とする措置等（特許法 127 条等）

本改正においては、社会のデジタル化等の進展に伴う企業行動の変化に対応し、特許権者等の権利保護を見直す観点から、①特許の訂正審判の請求又は無効審判若しくは特許異議申立てにおける訂正の請求（特許法 127 条、同法 120 条の 5 第 9 項・同法 134 条の 2 第 9 項等）又は実用新案の訂正を行う際、及び②特許権等の放棄を行う際（特許法 97 条等）に、従前必要とされていた、約定通常実施権者や職務発明の規定（特許法 35 条等）による法定通常実施権者の承諾は不要とされました。

これは、近年、パテントプール等を利用した通常実施権者の増加・多様化に伴い、特許権者等が上記権利行使に伴い、全ての通常実施権者の承諾を得ることが現実的に困難であることや米国、欧州、中国などの他の主要国においては、訂正審判にあたり、通常実施権者の承諾を必要とする規定がなく、国際間のライセンス交渉において日本企業が不利な立場に置かれるおそれがあることに対応するために行われた改正です。

なお、本改正後も、専用実施権者又は質権者が存在する場合には、彼らの承諾を得なければ、訂正審判の請求等及び特許権等の放棄を行うことはできません。

独占通常実施権者としては、本改正により、自己の承諾がなくても、特許権者により訂正審判の請求等及び特許権等の放棄が行われ得ることとなります。そのため、自らのあずかり知らないところで、①特許請求の範囲が減縮等されることにより独占実施できる技術の範囲が狭くなったり、特許権の侵害者に対する実施権者自身の損害賠償請求が制限されることとなり、あるいは、②特許権の放棄に伴い第三者の自由実施が可能となることにより独占的地位を失ったりするおそれが生じます。したがって、改正法の施行後に特許権者との間で独占通常実施権の付与に係る契約を締結する場合はもとより、既に実施許諾契約を締結している場合も、改正法施行後に特許権者が訂正審判請求・訂正請求又は特許権等の放棄を行う場合には、自己に通知し承諾を得るように、契約上、特許権者を義務付けるような手当てを検討する必要があります。

一方、仮に、特許権者による訂正の結果、通常実施権者の実施技術が特許発明の技術的範囲から外れた場合や特許権等の放棄が行われた場合には、特許による制約が少なくなるので、本改正によっても、通常実施権者の実施が制限を受けることにはならないと考えられます。

なお、本項の施行日は、公布日から 1 年以内で政令で定める日とされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3. 特許権侵害訴訟における第三者意見募集制度（日本版アミカスブリーフ）の導入（特許法 105 条の 2 の 11 等）

近年、AI や IoT 技術などが発達するにつれて、特許侵害訴訟等はこれまで以上に高度化・複雑化されることが想定されています。そのため、本改正により、裁判所は、特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権の侵害訴訟において、当事者の申立てにより、必要と認める場合に、法律問題や経験則等に限られない事業実態等を含む内容につき、事案に応じて必要と認めた事項について、広く一般の第三者から、意見を募集することができる制度を導入しました。

これまで、日本において、裁判手続上広く第三者の意見募集が行われた例としては、知財高裁に係属していたアップル対サムスン訴訟において、当事者双方の合意に基づき実施された例があるのみでしたが、本改正により、裁判所（第一審（東京地裁及び大阪地裁）及び控訴審（知的財産高裁））は、当事者の申立てに基づき、他方当事者の意見を聴いて、第三者による意見募集を行うことが可能となります。本改正に基づく第三者意見募集制度では、第三者より提供された意見書は、当事者が必要と認めるものを謄写し、書証として裁判所に提出することが予定されており、提供を受けた全ての意見書が裁判所の判断の基礎となるわけではありません。

本制度については、将来的に、必要に応じて、意匠権・商標権等に係る訴訟や審判取消訴訟等への導入も検討されることとされています。また、多数の第三者意見書を精査の上、必要なものを書証として提出する当事者の負担を軽減するために、電子データによる意見書の提出等を認めることとするなどの運用面の検討も行われる予定です。なお、本項の施行日は、公布日から 1 年以内で政令で定める日とされています。

4. 手続期間の徒過により出願や特許権等が喪失した場合の当該権利の権利回復要件を緩和する措置（特許法・実用新案法・意匠法・商標法）

手続期間の不遵守等の形式的又は手続的な要件の瑕疵による権利の喪失を避けるため、特許法条約（PLT）において、日本を含む締約国は、一定の要件の下、喪失した権利を回復する要件を規定することとされています。これを受け、改正前特許法は、権利回復要件として、手続的瑕疵が生じたことに「正当な理由があること」を要求していました。しかしながら、日本における権利回復申請に対する認容率は、約 10－20%程度と、他の主要 PLT 締約国と比較して突出して低く（米国は手続瑕疵等が故意でなかった場合には回復を認める制度を採用しており、その認容率は 90－95%程度、欧州は日本と同様、手続にあたり相当な注意を払っていた場合に回復を認める制度を採用しつつ、その認容率は 60－70%程度。）、実体的には保護要件を備えているにもかかわらず手続的瑕疵を理由に権利を喪失した国内外の出願人等を救済する、という規定趣旨に照らし、運用が厳格に過ぎると指摘されていました。

これを受け、本改正では、権利回復要件を緩和し、従前の「正当な理由があること」

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

という要件に代えて、手続的瑕疵が故意によるものでないことを要件として、経済産業省令の定める期間内に限り権利回復申請ができるようになります。

第三者としては、手続的瑕疵があった出願や審査請求、特許権等についても、一定期間は権利回復される可能性を視野に入れた対応を取る必要が高くなります。

本改正により、影響を受ける権利回復制度は以下のとおりです。

（令和３年２月産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会資料「ウィズコロナ/ポスとコロナ時代における特許制度の在り方」43 頁より引用）

表　権利の回復制度の対象手続一覧

	特許法による手続
①	外国語書面出願の翻訳文（第36条の2第6項）
②	特許出願等に基づく優先権主張（第41条第1項第1号）
③	パリ条約の例による優先権主張（第43条の2第1項）
④	出願審査の請求(第48条の3第5項)
⑤	特許料の追納による特許権の回復（第112条の2第1項）
⑥	外国語でされた国際特許出願の翻訳文(第184条の4第4項)
⑦	在外者の特許管理人の特例（第184条の11第6項）

	意匠法による手続
⑬	パリ条約の例による優先権主張（第15条第1項で準用する特許法第43条の２第1項）
⑭	登録料の追納による意匠権の回復（第44条の2第1項）

	実用新案法による手続
⑧	実用新案登録出願等に基づく優先権主張（第8条第1項第1号）
⑨	パリ条約の例による優先権主張（第11条第1項で準用する特許法第43条の２第1項）
⑩	登録料の追納による実用新案権の回復(第33条の2第1項)
⑪	外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文(第48条の4第4項)
⑫	在外者の特許管理人の特例（第48条の15第2項で準用する特許法第184条の11第6項）

	商標法による手続
⑮	商標権の回復（第21条第1項）
⑯	後期分割登録料等の追納による商標権の回復（第41条の3第1項）
⑰	防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録（第65条の3第3項）
⑱	書換登録の申請（附則第3条第3項）

特許庁は、今後、権利回復を認められた参考事例等を公表することも検討しています。過去には、期間管理システムへの入力ミスに伴う手続的瑕疵やランサムウェア感染により請求を指示するメールが届かなかったことに伴う手続的瑕疵につき、「正当な理由」がないと判断されていますが、今後は、左記と同様の手続的瑕疵が起きてしまった場合にも、「故意でない」場合には、権利回復が認められることが期待されます。本項の施行日は、公布日から２年以内で政令で定める日とされています。

5. その他

その他、以下の各改正が行われています。

（1）意匠又は商標を侵害する模造品の海外事業者からの個人輸入に関し、水際強化を図る規定の新設（意匠法・商標法関係）

・郵便等を利用して個人使用目的で輸入される模造品について、当該持ち込み行為（他人に持ち込ませる行為）を意匠法及び商標法における権利侵害行為と位置付け、

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

当該模造品を税関で没収すること等を可能にする旨の改正（施行日は、公布日から 1 年 6 月以内で政令で定める日）

（2）意匠又は商標の国際出願の登録査定に係る通知等に関する手続の簡素化（意匠法・商標法関係）

・日本を指定国に含む国際意匠登録出願や国際商標登録出願を行った海外出願人に対する登録査定謄本の送付を郵送によって行っていたところ、新型コロナウイルス等の感染症拡大により国際郵便の引受停止が生じる等したことから、登録査定謄本を世界知的所有機関（WIPO）を経由した電子通知で送付できるようにする旨の改正

・国際意匠登録出願における新規性喪失の例外適用証明書について、出願人が出願時の願書と併せて世界知的所有機関（WIPO）にオンライン又は郵送で提出することを可能とする旨の改正

・国際商標登録出願・登録に係る手数料について、手数料納付を出願時に一括納付する方式に変更する旨の改正（出願時及び設定登録時の二段階納付の廃止）

（3）災害等の発生時における手続期間徒過後の割増手数料の納付免除（特許法、実用新案法、意匠法、商標法関係）

・4 年目以降の特許料等の納付に関し、特許権者等が、災害の発生、感染症への罹患等、特許権者の責に帰することができない理由により納付期間を徒過した場合に、相応の期間内において、割増特許料を免除する旨の改正

（4）特許料等の支払方法に関する印紙予納の廃止及び料金支払方法の拡充（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律）

・特許料や手数料等の納付方法として、口座振込等による予納を可能にする旨の改正

・窓口等でのクレジットカード支払い等を可能とする旨の改正

（5）特許料等の料金体系の見直し（特許法、実用新案法、意匠法、商標法等関係）

・特許料及び商標登録料等の登録料について、上限額を引き上げる旨の改正

・国際特許に係る PCT 手数料について、上限額を引き上げる旨の改正

・料金体系の見直しに際しては、特許庁の財政運営状況に関する情報公開の充実や第三者による定期的な点検を行い、透明性及び客観性の向上を図る旨の改正

（6）弁理士制度に係る知的財産制度の基盤の強化（弁理士法関係）

・農林水産関連の知的財産権に関する相談等の業務及び海外出願支援業務について、弁理士業務に追加する旨の改正

・弁理士の所属する法人名称について、「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更する旨の改正

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

・「弁理士法人」について、一人法人制度を導入する旨の改正

Ⅲ. おわりに

本改正では、審判口頭審理のオンライン化や第三者意見募集制度の導入など今後の運用に注目が必要な新制度の創設がなされたほか、権利回復要件や手数料の見直しという手続面での改正も行われています。

手続面の改正については、基本的に、権利者フレンドリーな改正が行われているため、実務上負担の少ない方法を選択できるよう、本改正の内容を確認していただくことに意義があります。また、第三者意見制度や権利回復の認められる参考事例に関し、今後の特許庁の周知内容にも引き続き注目する必要があります。

（弁護士　飯塚 卓也、弁護士　堺 有光子）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

著作権法の令和３年改正

Ⅰ．　はじめに
Ⅱ．　令和３年改正著作権法の内容及び実務上の留意点
Ⅲ．　おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士　上村 哲史
TEL. 03 6266 8508
tetsushi.kamimura@mhm-global.com
弁護士　平田 憲人
TEL. 03 6213 8154
kento.hirata@mhm-global.com
弁護士　田野口 瑛
TEL. 03 5293 4872
akira.tanokuchi@mhm-global.com

Ⅰ．　はじめに

本年５月 26 日に、第 204 回通常国会において、著作権法の一部を改正する法律が成立し、同年６月２日に、令和３年法律第 52 号として公布されました（以下「令和３年改正著作権法」といいます。）。令和３年改正著作権法は、国民の情報アクセス向上及び持続的な研究活動の促進等を図るための図書館関係の権利制限規定の見直しと、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等を図るための放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化の二つを柱としています。

本ニュースレターでは、令和３年改正著作権法の概要及び実務上の留意点を解説します。

Ⅱ．　令和３年改正著作権法の内容及び実務上の留意点

1.　図書館関係の権利制限規定の見直し

（1）　国立国会図書館による絶版資料のインターネット送信（新 31 条４項等）

まず、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化したことを受けて、国立国会図書館が、特定絶版等資料[1]のデータを利用者に対して直接送信することを可能にする規定が新設されました（新 31 条４項）。現行法の下では、国立国会図書館は絶版等資料のデータを公共図書館や大学図書館等にのみ送信することが認められており、利用者はこれらの施設に直接足を運んで絶版等資料を閲覧する必要がありましたが、本規定が新設されたことにより、公共図書館が休館している場合等で

[1] 「絶版等資料」とは、「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義されており（31 条１項３号）、絶版か否かにかかわらず、現に「一般に入手することが困難」である資料のことをいいます。そして、「特定絶版等資料」とは、国立国会図書館の記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、権利者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が、当該申出のあった日から３月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいいます（新 31 条６項）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

あっても、国立国会図書館のウェブサイト上で特定絶版等資料を閲覧することが可能になります。

利用者の側では、国立国会図書館から受信した絶版等資料のデータを、自ら利用するために必要と認められる限度で複製（プリントアウト）したり、非営利かつ無料等の要件の下で公に伝達（ディスプレイ等を用いて公衆に見せること）したりすることが認められています（新 31 条 5 項）。

また、条文上は明記されていませんが、漫画、商業雑誌及び出版されている博士論文等については本規定による送信を行わないことにする等、一定の運用が関係者間の協議に基づいて取り決められています。

なお、本項目に係る改正の施行日は、公布から 1 年以内で政令で定める日とされています。

（2） 図書館等による図書館資料のメール送信等（新 31 条 2 項等）

（1）の改正と同様の観点から、権利者保護のための厳格な要件の下で、国立国会図書館や公共図書館等が、利用者の調査研究の用に供するため、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメール等で公衆送信することを可能とする規定も新設されました（新 31 条 2 項）。現行法の下では、紙媒体での複製・提供のみが認められていましたが、本規定が新設されたことにより、利用者はより簡易・迅速に資料を入手することが可能になります。利用者の側では、調査研究に必要な限度で、受信した著作物を複製（プリントアウト）することも認められています（新 31 条 4 項）。

本規定によるメール送信等を行う場合、図書館等は相当な額の補償金を著作権者に支払うこととされていますが（新 31 条 5 項）、実際には、当該補償金はコピー代や郵送代等と同様に、基本的に利用者が負担することが想定されています。補償金の具体的内容は、最終的には文化庁の認可を受ける必要がありますが（新 104 条の 10 の 4）、現時点における基本的な考え方として、料金体系を、年額等の包括的な体系ではなく、個別の送信ごとに課金する体系とすることや、補償金額を、著作物の種類・性質・経済的価値や送信する分量等の諸要素を考慮して、権利者の逸失利益を補填できるだけの水準とすること等が示されています。

また、上記のとおり、本規定によるメール送信等は、①「公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当しないこと（新 31 条 2 項但書）、②利用者によるデータの不正拡散等を防止すること（同項 2 号）、③責任者の設置等の本規定を利用できる図書館等に関する要件に該当する図書館等であること（同条 3 項）という要件の下でのみ認められることとされています。①については、正規の電子出版等の市場との競合防止が念頭に置かれており、具体的な解釈・運用については、関係者によりガイドラインが作成される予定です。このほかにも、関係者間で運用上の詳細なルールが定められることが想定されています。

なお、本項目に係る改正の施行日は、公布から 2 年以内で政令で定める日とされ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ています。

2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

放送番組のインターネット同時配信等は、高品質なコンテンツの視聴機会を拡大させるものであり、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から重要であると考えられています。しかし、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されており、これらを推進するためには、これまで以上に迅速かつ円滑な権利処理を可能とする必要がありました。そこで、令和 3 年改正著作権法では、放送事業者等が行う「同時配信」やいわゆる「追っかけ配信」のほか、一定期間（原則放送後一週間以内）に行われる「見逃し配信」等の放送同時配信等（新 2 条 1 項 9 号の 7。以下これらの配信を総称して「同時配信等」といいます。）について、放送と同様の円滑な権利処理を実現するための諸規定が整備されました。その具体的な改正の内容は、以下のとおりです。

なお、本項目に係る改正の施行日は、令和 4 年 1 月 1 日とされています。

（1）権利制限規定の同時配信等への拡充

現行法では、著作物等の放送に関し、以下の権利制限規定が設けられていますが、令和 3 年改正著作権法により、これらの規定が、同時配信等の場合にも適用されるようになりました。

①学校教育番組の放送等（34 条 1 項）
②非営利・無料又は通常の家庭用受信機を用いて行う公の伝達等（38 条 3 項）
③時事問題に関する論説の転載等（39 条 1 項）
④国会等での演説等の利用（40 条 2 項）
⑤放送事業者等による一時的固定（44 条）
⑥放送のための実演の固定（93 条）

なお、上記②は、放送される著作物等をディスプレイで視聴させる等、様々な形態による公の伝達の制限規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられたことから、同時配信等のうち「見逃し配信」は、その対象から除かれていますので、その点には留意が必要です。

（2）権利者の許諾を推定する規定の新設（新 63 条 5 項）

放送番組の中で著作物等を利用する場合、権利者から許諾を得る必要がありますが、通常の放送に加えて同時配信等も行おうとする場合、現行法では、放送とは別に明確に同時配信等に対する許諾を得る必要がありました。しかし、実際には、全ての権利者に対して、詳細な利用条件等を説明した上で、明確に同時配信等の許諾

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

まで得ることは困難であり、権利者が内心では同時配信等を行っても構わないと思っている場合であっても、いわゆる「フタかぶせ」（権利処理未了のために生じる一部映像の差替え等）などが行われていました。

そこで、令和 3 年改正著作権法では、権利者が放送事業者と契約を締結する際、別段の意思表示をしていなければ、放送に加え同時配信等に対しても許諾したものと推定する規定が新設されました（新 63 条 5 項）。これにより、放送と同時配信等の権利処理がワンストップ化され、上述のような「フタかぶせ」をせずに著作物等を同時配信等で利用することが可能になります。

なお、本規定の適用を受ける放送事業者は、同時配信等を行っていることを公表している必要があり、また、本規定はあくまで推定規定にすぎないため、これに反する事情（権利者が同時配信を許諾していないことを示す事情。例えば、権利者が、将来にわたって同時配信等を拒否する旨の契約を既に締結していた場合等）がある場合には、通常どおり許諾を得なければならない点には留意が必要です。

上記の点を含め、安定的な制度利用が可能となるよう、具体的な適用条件等については、関係者間でガイドラインが策定される予定です。

（3）レコード・レコード実演の利用円滑化（新 94 条の 3、96 条の 3）

現行法では、商業用レコード（音源）またはレコード実演（音源に収録されている歌唱・演奏）を放送で利用する場合、二次使用料を支払う必要はあるものの、事前許諾を得る必要はなかったのに対して（95 条、97 条）、同時配信等で利用する場合には同様の規定がなく、事前許諾を得る必要がありました。しかし、著作権等管理事業者による集中管理が行われていない場合には、円滑に許諾を得ることができず、放送で利用したレコードが同時配信等では利用できないおそれがありました。

そこで、令和 3 年改正著作権法では、集中管理が行われていない等、円滑に許諾を得られないレコード・レコード実演について、通常の使用料額相当の補償金を支払うことで、事前許諾なく同時配信等で利用することを可能にする規定が新設されました（新 94 条の 3、96 条の 3）。

（4）映像実演の利用円滑化　（新 93 条の 3、94 条）

現行法では、映像実演（俳優の演技等）を放送で利用する場合、初回の放送に対する許諾を得ていれば、別段の定めがない限り、二回目以降も繰り返し行う放送（以下「再放送」といいます。）に対する許諾を得る必要はなかったのに対して（94 条）、同時配信等で利用する場合には同様の規定がなく、都度事前許諾を得る必要がありました。しかし、著作権等管理事業者による集中管理が行われていない場合には、円滑に許諾を得ることができず、再放送する放送番組を同時配信等できないおそれがありました。

そこで、令和 3 年改正著作権法では、集中管理が行われていない等、円滑に許諾を得られない映像実演について、初回の同時配信等に対する許諾を得た場合、通常

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の使用料額相当の報酬を支払うことで、事前許諾なく、再放送の同時配信等で利用することを可能にする規定が新設されました（新 93 条の 3）。

また、初回の同時配信等の許諾を得ていない場合であっても、保有している連絡先に連絡する等の一定の措置を講じても連絡がつかない場合には、通常の使用料額相当の補償金を支払うことで、事前許諾なく利用することを可能にする規定も新設されました（新 94 条）。

（5）協議不調の場合の裁定制度の同時配信等への拡充（68 条）

現行法では、放送事業者が、著作物を放送するにあたって、権利者に対し、放送に対する許諾を得るための協議を求めたものの不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受けて、通常の使用料額相当の補償金を支払うことで、当該著作物を放送することができるとされていました（68 条）。

令和 3 年改正著作権法により、同時配信等の場合にも、この裁定制度を利用することが可能となりました。

Ⅲ．　おわりに

以上のとおり、令和 3 年改正著作権法では、新型コロナ感染症の流行に伴う社会情勢の変化を受けた図書館関係の権利規定の見直しと、近時拡大をみせるインターネット同時配信等に係る権利処理を円滑化するための諸規定の整備が行われました。特にインターネットを利用した放送事業等のビジネスを行う場合には、後者の観点から整備された制度の活用をご検討いただく場面が増えるのではないかと考えられます。

（弁護士　上村 哲史、弁護士　平田 憲人、弁護士　田野口 瑛）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

NFT（ノン・ファンジブル・トークン）と著作権

～アート NFT を中心に～

Ⅰ. はじめに
Ⅱ. アート NFT 総論
Ⅲ. ケーススタディ
Ⅳ. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士　増田 雅史
TEL. 03 6266 8742
masafumi.masuda@mhm-global.com
弁護士　古市 啓
TEL. 03 6266 8966
kei.furuichi@mhm-global.com

Ⅰ. はじめに

昨今、デジタルアートの分野を中心に、ブロックチェーン技術を活用した「NFT」の取引が話題となっています。3 月には、デジタルアーティスト Beeple の「Everydays - The First 5000 Days」というデジタルコラージュ作品の NFT が、オークションハウス Christie's において約 75 億円で落札され[2]、世界的な話題をさらいました。その後も、Twitter 創業者ジャック・ドーシー氏による自身初のツイートの NFT が、NFT マーケットプライス Valuables において約 3 億円で落札される[3]など、NFT に関する話題に事欠かない状況が続いています。

NFT とは、「Non-Fungible Token」（非代替性トークン）の略です。これはビットコイン等に用いられているブロックチェーン技術を利用した「デジタルトークン」の一種であり、疑似的に「デジタル所有権」を実現することを可能としたツールであると評価する向きもあります。しかし、実際にどのような仕組みであるかは十分に知られておらず、NFT に関する法律実務も確立されているとはいいがたい状況にあります。

本稿では、アート作品に関する NFT を中心的な題材とし、特に著作権法的な側面に着目しつつ解説を試みます[4]。

1. NFT とは

「NFT」についての法令上の又は確立された定義は存在しないものの、一般的には、ブロックチェーン上で発行される代替可能性のないトークン、すなわち、各トークンに独自の「個性」（属性や情報）が付与され、他のトークンと区別可能なものを指し

[2] https://onlineonly.christies.com/s/beeple-first-5000-days/beeple-b-1981-1/112924
[3] https://v.cent.co/tweet/20
[4] 他の論点としては、NFT が資金決済法、金融商品取引法等の金融規制の対象となるか等も問題となります。こうした論点を紹介するものに、日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）「NFT ビジネスに関するガイドライン」（https://cryptocurrency-association.org/nft_guideline/）や、筆者増田によるウェブ公表記事「NFT の法的論点」（https://masudalaw.wordpress.com/2021/04/06/nft/）があります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ます。

本ニュースレターで中心的に取り扱うアート NFT について言えば、「個性」のあるアート作品と関連付けられていて（この「関連付け」が曲者なのですが、それについても後述します。）、その数を増やすことができない＝唯一性のある仕組みであることこそが、そのアート NFT を「代替可能性がない」トークンたらしめる要素であるといえます。この非代替性を利用し、とりわけ形のないデジタルアート作品について、それと関連付けた（通常 1 つの）NFT を発行し売買することにより、あたかも物理的に存在するアート作品のように唯一性のある存在として取引する、というのがアート NFT の大まかなコンセプトです。

これに対して、「代替可能性がある」（＝ファンジブルな）トークンの代表格であるビットコインやイーサ等の仮想通貨（暗号資産）は、ブロックチェーン上にその存在が記録される点では NFT と同様であるものの、それ自体は数量的に把握され、容易に分割でき、それぞれに個性がありません（例えば 1 ビットコインは 0.5 ビットコインずつに分けることができますし、他の 1 ビットコインとも個性による区別なく同じように用いられます。）。

2. NFT のユースケース・市場規模

NFT のユースケースとして当初知られたものは、2017 年に登場した「CryptoKitties」[5]というゲームです。これは、イーサリアム・ブロックチェーン上の猫のデータ（仮想猫）を収集し、繁殖し、売買し、交換するというゲームなのですが、それぞれの仮想猫は複製や分割ができない固有のトークンであり、ゲームプレイヤーはイーサを用いて仮想猫を売買することができるというものです。こうした NFT を活用したゲームは、ブロックチェーンゲームと呼ばれることがあります。ブロックチェーンゲーム自体は、その後も順調に事例を増やしており、日本国内においても複数の事例が存在します。

他方で、近時はアート分野での NFT の活用が拡大しており、取引金額も増加しています。冒頭で述べた約 75 億円の Beeple 作品はその代表例ですが、国内においても、VR（Virtual Reality：仮想現実）アーティストせきぐちあいみ氏の VR 作品「Alternate dimension 幻想絢爛」の NFT が、NFT マーケットプライス OpenSea において約 1,300 万円で落札され[6]、注目を浴びました。

こうした象徴的な事例を含め、NFT に関する取引の市場規模も拡大しています。例えば、前記 OpenSea における売上高は、2021 年 2 月以降に急上昇し、同年 3 月には約 1 億 5,000 万ドルを記録しました[7]。また、NBA 選手のハイライト動画をデジタルカード（デジタルコレクティブ）とした NFT のカード収集ゲーム「NBA Top Shot」

[5] https://www.cryptokitties.co/
[6] https://opensea.io/assets/0x495f947276749ce646f68ac8c248420045cb7b5e/16492278848544592155694269768232182247127444326603911797357187341687019536385?locale=ja
[7] アングル：第 1 四半期に急拡大の NFT 市場、4 月は減速 | ロイター（reuters.com）（2021 年 5 月 6 日）（https://jp.reuters.com/article/nft-market-idJPKBN2CN0IA）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

[8]では、同年 1 月の売上高は 1 億 8,730 万ドルに達し、NBA 選手レブロン・ジェームズのデジタルカードが 20 万 8,000 ドル（約 2,270 万円）で販売されるなど話題となりました[9]。

こうした社会状況を受け、NFT 事業に参入することを表明する企業は足元で増加しており、その顔触れも、広告会社、出版社、エンターテイメント会社、ファッションブランドなど広がりを見せています。

3. NFT の技術・特徴

こうした NFT ビジネスが脚光を集めている背景には、NFT が持つ機能や、それによって実現できる世界に対する期待があるといえます。

NFT は、イーサリアム・ブロックチェーン上での取扱いが可能な、ERC721 や ERC1155 といった NFT 用の規格に準拠したトークンとして発行されるのが一般的です[10]。これらの規格では、トークンごとに固有の ID を設定することで代替不可能性を確保できる上、NFT 固有の情報をメタデータとして併せて記録する方法も定義されているため、その活用により、外部サーバ等に保存された動画等のリッチコンテンツを当該 NFT と紐づけ取得してくることも可能です。

NFT のもう一つの重要な特徴は、ブロックチェーン上で記録され、移転できることです。これにより NFT を容易に売買することが可能となり、暗号資産交換所のように、NFT の発行やその後の取引を行うことができるプラットフォーム（NFT プラットフォーム）が発達しました。

更に、NFT が発行者から最初の取得者に移転した以後、当該 NFT が転々流通する都度、その取引金額の一部を自動的に最初の NFT 発行者に還元可能な仕組みを作れることも、NFT の特徴の一つとして言われています。一般的に、アーティストは、自らの作品を最初に第三者に譲渡する際にはその対価を得ることができますが、少なくとも我が国においては、その後の転売等に際しては利益を得ることができず、例え当該作品の価値が事後的に上昇した場合でも、アーティストが当該価値上昇の利益を享受できません。NFT はこうした問題を解決することができると言われますが、これは NFT に当然に備わった特質というわけではなく、後述のとおり難点もあります。

[8] https://nbatopshot.com/
[9] NBA Top Shot で話題の「NFT」は、日本のスポーツビジネスも変えるのか？ | Forbes JAPAN（フォーブス ジャパン）（2021 年 5 月 3 日）（https://forbesjapan.com/articles/detail/39810）
[10] ERC（Ethereum Request for Comments）とは、イーサリアム・ブロックチェーン上の開発に関する技術的な共通規格を指します。NFT の発行に用いられるブロックチェーンはイーサリアムに限らず、Polygon、Polkadot、Flow、WAX、Cosmos といった他のブロックチェーンを活用する例も多く見られます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Ⅱ. アート NFT 総論

上記Ⅰ. では NFT 自体について概略を説明しましたが、本節では、そこで示された技術・特徴を持つ NFT やその取引に関して考えられる法的論点について、取引が活発化しているデジタルアートに関する NFT を特に取り上げ、もっぱら著作権法の観点から総論的に解説します。以下、対象となるアート作品が著作物に該当することを前提として、議論を進めます。

1. 「NFT アート」と「アート NFT」の概念整理

法的論点の検討に入る前に、概念整理をしておきます。

一般的に使われることの多い用語は「NFT アート」ですが、この用語のもとに議論される対象は、①NFT 化の客体である（デジタル）アート作品と、②NFT 化した結果として発行されるトークン（NFT）とに大別されます。法的にはこれらを、②（トークン）のブロックチェーン上での発行及び流通その他の変更が、①（アート作品）に関する権利・利益その他の便益にどういった影響・効果をもたらすか、という形で分解して議論する必要があることから、本ニュースレターでは、次のように用語の使い分けをしています。

アート NFT	・（デジタル）アート作品を NFT 化した当該トークンであって、ブロックチェーン上で実際にやりとりされるものを指します。 ・上記 Beeple の事例では、オークションにおいて直接の取引対象とされた NFT がこれに該当します。
NFT アート	・NFT の取引を通じて扱われる（デジタル）アート作品を指します。通常、ブロックチェーン上で作品それ自体が記録され流通するわけではなく、よってアート NFT とは区別されます。 ・上記 Beeple の事例では、「Everydays - The First 5000 Days」というデジタルアート作品それ自体がこれに該当します。

上記でも触れましたが、通常、アート作品自体が直接ブロックチェーン上に記録されることはありません。これは、ブロックチェーン上に大きなデータを記録することが現実的ではないことに拠ります（分散型ストレージである IPFS[11]を利用するなど、何らかの形でブロックチェーン外にコンテンツのデータを保管することとなります。）。そのため、小さなドット絵などが NFT 化の対象であるなど、コンテンツ自体をトークンの内容として記録することが可能であるような例外的な場合を除いて、「NFT アート」と「アート NFT」とは一致しないこととなります。そしてこのように両者が一致しない場合には、アート作品と NFT とをどう関連付けるか（NFT の取引を通じてアートを取引していると言える法的な状況をどう創出するか）が大きな課

[11] IPFS（InterPlanetary File System）は、Protocol Labs が開発・提唱するピアツーピア（P2P）型の分散型ファイルシステムであり、特定のサーバに依存せずにコンテンツを保持することができる点に特徴があるとされています。上記の Beeple による作品も、そのデジタルデータは IPFS のネットワーク上に保管されており、誰でもダウンロードが可能です。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

題となります。

2. アート NFT の正体

では、その「アート NFT」や、それを保有し取引をすることは、法的にはどのような意味を有することとなるでしょうか。NFT 自体、法的な定義は存在しないため、その実態を観察したうえでの整理が必要となります。

（1）利用規約におけるアート NFT の取扱い

まず、NFT の発行や取引の場として用いられることが多い、いわゆる NFT マーケットプレイスの利用規約（Terms of Use）等を見ますと、そこでは通常、（アート）NFT の法的性質は明示されておらず、せいぜい、アート NFT の保有が NFT アートの著作権の保有を意味するわけではない旨が説明されている程度です。

アート NFT の保有者が行い得る行為も、プラットフォームや NFT ごとに異なります。非商業的利用のみを認めるもの、商業的利用も認めるもの、複製や展示など一部の利用方法のみを認めるものなどがある一方で、（特定のアートに紐づく NFT としての）アート NFT の保有者であることを証する（その作品の“パトロン”であることの証明）以外に特段の機能が謳われていない場合も多く見られます。

（2）アート NFT の保有≠NFT アートの「所有」

巷間では、アート NFT の保有により、それと関連付けられたデジタルアートの「所有」を証明するといった説明が多く見られ、そのことをもって、NFT を「デジタル所有権」を実現するツールだと説明する向きもあります。たしかに、アート NFT を第三者に移転できる者は通常、それが記録されているブロックチェーン上のアドレス（ウォレット）に対応する秘密鍵を知る者に限られ、そうした者が当該トークンを事実上専有することから、一般的な意味でいうところの「所有」関係があると見る余地はあります。

しかし、そもそもデジタルアートを含むデータは、法的な意味での所有権の対象となりません。民法 206 条が「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」（下線は執筆者による）としており、同法 85 条は「この法律において「物」とは、有体物をいう。」としていることから、無体物であるデータは所有権の対象とならないためです。

したがって法的には、アート NFT の保有が NFT アートを「所有」していることにはならず、「デジタル所有権」といった表現は些か不正確なものと言わざるを得ません。

（3）アート NFT の保有≠NFT アートの著作権の保有

著作権についてはどうでしょうか。アート NFT の取引の際、NFT アートの著作権

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

それ自体を随伴させる（トークンの取引により著作権自体を移転する）ことは、法的には可能です。もっとも、NFT と著作権とを当然に法的に結びつける根拠があるわけではないため、それは、譲渡による著作権移転を実現する方法として、NFT を便宜的に用いている、と評価すべきものです。

そして著作権法上、著作権譲渡の方式自体をこの方法に限定することはできませんので、どこかの時点で著作権者（NFT 保有者）が別途の契約などで著作権を譲渡してしまった場合、以後は著作権者でない人物が NFT を保有していることとなります。このような状況を防ぐことは現行法上難しく、よって NFT と著作権の保有関係を一体的に捉える仕組みには、克服しがたい難点があると言わざるを得ません。

なお、上記とは異なり、著作権に基づく一定の許諾を NFT 保有者に与えるという方式であれば、それを実施する上での克服しがたい問題点は無いと言えます。実際にも、NFT 保有者が利用規約等に基づきデジタルアートを一定の態様で利用することを許されている事例は多く存在しています。このようなケースであれば、「アート NFT の保有を通じて（著作権に基づく）ライセンスを保有している」と表現することもそれほど不自然ではないと思います。

Ⅲ. ケーススタディ

ここからはケーススタディ形式で、アート作品の NFT に関連して発生し得る法的論点や実務的論点をいくつか紹介しつつ、若干の分析を加えます。

1. 著作権に基づくライセンスと、複数のプラットフォームを跨いだ売買

アーティスト A が、自らの著作物であるアート作品を NFT プラットフォーム X で NFT 化し、購入者 B に販売した。同プラットフォームの利用者（発行者・購入者を含む。）全員が同意している利用規約によれば、NFT 保有者は、アーティストからの許諾に基づき、当該アート作品をコピーして商品化してもよいこととされている。しかし B はその後、当該 NFT を X ではない別のプラットフォーム Y で転売し、購入者 C がこれを購入した。この場合、C は当該アート作品をコピーして商品化できるか。

ある NFT が、ERC721 トークンなど一般的なブロックチェーンで扱える形式のトークンである場合には、複数の NFT プラットフォームを跨ぐ形での取引や、プラットフォームを利用しない相対での取引の発生が予期されます。このとき、アート NFT の保有者に対するライセンスが、プラットフォームに依存したものであるか、それとも複数のプラットフォームを跨いでも有効であるかは、アート NFT のエコシステムが特定のプラットフォームに依存せず拡大できるか否かの試金石となります。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

プラットフォーム X の利用規約において、X のユーザに限定して利用権を定めているような場合、アーティスト A による許諾は、X のユーザでない NFT 保有者には及ばないといえます。この場合、購入者 C は商品化について許諾を得ていることにならず、そのようなトークンを購入するインセンティブ自体が働かないことになりますので、取引は必然、プラットフォーム X 内でのみ起こることが想定されます。

これに対し、利用規約が明確に、プラットフォーム X のユーザでない NFT 保有者に対しても許諾権を定めるような記載をしている場合には、購入者 C にも許諾に基づく商品化を行う余地が生じます。将来出現する不特定の許諾先の存在を前提として、あらかじめ包括的な許諾を公に行う方式としては、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスをはじめとする、いわゆるパブリックライセンスの実務が参考になると思われます。

なお、アーティストの NFT 保有者に対する許諾を、直接の許諾とするか、プラットフォームへの許諾を経由した再許諾（サブライセンス）とするかは、設計の問題であり、実務上は両方を採り得ると考えます。

2. アーティストによる著作権の譲渡

上記の事例において、アーティスト A が、購入者 B に NFT を販売した後、著作権を A2（プラットフォーム X のユーザではなく、利用規約に同意していない。）に譲渡した場合、B は引き続きアート作品をコピーして商品化できるか。その後に B から NFT を購入した B2 についてはどうか。

A が A2 に著作権を譲渡した場合、A は著作権者ではなくなります。この場合、譲渡前に生じた許諾関係自体（利用規約に基づくものであり、契約関係と解されます。）が引き継がれることにはならず、利用規約に基づく許諾の負担が新著作権者である A2 に当然に生じるわけではありません。ただし、令和 2 年著作権法改正で導入された著作権法 63 条の 2 が定める利用権の当然対抗制度により、既存のライセンシーである B は、A2 に対してはその利用権を対抗することができます[12]。

しかし、これは著作権の譲渡後に NFT を購入した B2 自身には当てはまらず、B2 がアート作品をコピーして商品化すると、A2 の著作権を侵害することが懸念されます。そうすると、少なくとも A が著作権を譲渡したことが判明している場合には、NFT を購入するインセンティブが失われるか低下することは明らかであり、その NFT

[12] 著作権法 63 条の 2 は、サブライセンスによってサブライセンシーが得る権利についても適用があると解されるため（文化審議会著作権分科会報告書（2019 年・文化庁）147～149 頁参照）、著作権者が直接ライセンスする構成の場合のみならず、プラットフォームを介したサブライセンスの構成であっても、結論は同様となります。この場合、サブライセンス権を有することとなる NFT プラットフォームとしては、自身が受けているサブライセンス権つきの許諾が同条における「利用権」の内容であるとして、これを新著作権者に対抗することができる（よってその後の NFT 保有者も、同プラットフォームからのサブライセンスを受け著作物を利用できる）、との立場を採ることはあり得るところであり、このような解釈の成否については結論が出ていない状況です。この点を更に推し進め、利用権の対抗制度を、ライセンス契約自体の当然承継と見る立場もあり得るところです。実務や判例の蓄積が待たれます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

自体の転売価値が損なわれることとなります。これを突き詰めると、著作権譲渡の可能性がある以上は当該 NFT には転売困難となるリスクが定型的に存在することとなってしまいます。

抑止策としては、利用規約において著作権譲渡の禁止を謳うことが考えられますが、これに反して A が著作権を譲渡した場合でも、当該譲渡自体は有効と解されます。転売可能性を奪われる B や、ライセンスの伴わない NFT を購入してしまった B2 には、A の利用規約違反を理由として損害賠償を請求できる可能性がありますが、利用規約の構成次第では A・B（B2）間では債務不履行がないと評価されかねませんし、賠償の対象となる損害の範囲やその数額算定がどうなるかなど、不明確な点は多く残ることとなります。

この問題を一足飛びに解決する方法は現在のところ見当たらず、当面は、NFT 発行者であるアーティストその他ライツホルダーの属性・信用その他の事情から、このような著作権譲渡のリスクが事実上低いといえるかどうかを見極める必要があるといえます。

3. 同一アート作品の複数 NFT 化

アーティスト A が、自らの著作物であるアート作品を NFT プラットフォーム X で NFT 化し、購入者 B に販売した。A はその後、同一のアート作品を X ではない別のプラットフォーム Y でも NFT 化し、購入者 C に販売した。この場合、B と C の関係はどうなるか。

見落とされがちですが、一つのアート作品について複数の NFT を発行することの物理的な制約はありません。さすがに同一のプラットフォーム上で、唯一の NFT と謳いつつ複数の NFT を発行することはできないか禁止されていると思われますが、他のプラットフォームの利用が妨げられるわけでもないため、当初唯一と謳われていた NFT が、アーティストの心変わりなどにより複数発行される事態は考えられるところです。

このような場合、購入者 B は、プラットフォーム X における利用規約違反、又は販売時における個別の合意事項への違反を主張するなどして、損害賠償を求めることが考えられます。購入者 C も、当初の NFT 販売の事実を知らずに購入したのであれば、同様の主張をする余地があります。もっとも、賠償の対象となる損害の範囲やその数額算定がどうなるかなど、不明確な点が多いことは上記 2. と同様です。

著作権との関係で問題となりそうなのは、B に対して付与されたライセンスの内容と C に対して付与されたライセンスの内容が競合する場合（例えば、B と C に対してそれぞれ独占的な利用権を付与したケース）です。もっとも、著作権法はそのような独占的許諾について定めを置いていませんので、結局は前段落と同様、利用規約や個別合意への違反という契約上の問題に帰着するといえます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

なお、仮に 2 つ目以降の NFT が発行されてしまったとしても、そのことは、1 つ目に発行された NFT の価値を必ずしも減少させるものでは無いかもしれません。「最初に発行された NFT」であることには変わりがないからです。そもそも複数のオリジナルが存在し得ることは NFT 固有の問題ではなく、伝統的なファインアートの長い歴史の中でも繰り返されてきたことでもあります。あるアート NFT が販売されるに至ったエピソードやコンテクストが重要なのだとすれば、そうした面を捨象して、複数作れることだけを殊更に問題視するのは、却ってこれまでのアート取引の実態を反映しない議論となるかもしれません。

4. 他人の著作物の NFT アート化

P は、アーティスト A が著作権を有するアート作品を、A の許諾なく、NFT プラットフォーム X にて NFT 化し、購入者 B に販売した。アート作品のデータ自体は、NFT にメタデータとして含まれているわけではなく、公衆がアクセス可能なウェブサーバ上にアップロードされている。P はどのような責任を負うか。

他人の作品を勝手に NFT 化する行為が、それ自体として著作権侵害に該当するかというと、そのように評価される可能性は小さいと考えます。NFT 化といっても、アート作品を複製したり送信したりしなければならないわけではなく、極端にいうと、アーティストが「この作品の NFT だ」と宣言しているにとどまるからです[13]。

もちろん、P がその販売にあたってアート作品の画像をプラットフォーム上で使用したり、作品のデジタルデータ自体をアップロードしたりしているとすると、そうした行為は、A が当該作品に対して有する複製権（著作権法 21 条）や公衆送信権（同法 23 条 1 項）の侵害となります。また、その販売にあたり A の氏名や作品の名称を示すことが、A の商標権やパブリシティ権を侵害する可能性もあります。作品の内容がわかるような画像等の情報を一切示さずにアート NFT を販売できるとも思えませんので、A としては P に対して主張できることが何かしらある場合が通常かとは思いますが、NFT 化という行為それ自体について言えることが無さそうである、という点には留意が必要です。

プラットフォーム事業者の立場からは、こうした他人による NFT 化を防止するために、利用規約において、自己が著作権を有しておらず、NFT 化することについて正当化権限を得ていない場合の NFT 化を禁止することが考えられ、現に多くの NFT プラットフォームがそのような対応をとっています。

なお、購入者 B との関係では、P との間の購入契約の取消し（民法 96 条 1 項）による代金返還請求等を通じ、B・P 間での解決を図ることが基本となりそうですが、プラットフォーム X の NFT 発行・販売への関与度合いによっては、X の責任が追及

[13] その点では、そもそもアート NFT を発行するにあたっては、どのような仕組みやサービスの元で、誰がいつ当該 NFT を発行したかがはっきりしていることこそが重要であると言えます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

されることも考えられます。無権限者による発行であると判明するまでの間に NFT が転々流通してしまっている場合には、状況は些か複雑になりますが、その逐次の購入契約も同様に取消しの対象となると思われます（民法 95 条 1 項 2 号）。

5. NFT アートへのアクセスの永続性

購入者 B は、NFT プラットフォーム X でデジタルアート作品のアート NFT を購入した。X のもとで発行されたアート NFT の保有者は、X が用意するシステムを通じて、対応するアート作品にアクセスし閲覧することができる。ところが、あるとき X の事業が終了し、アート作品へのアクセスが出来なくなってしまった。

現在の NFT アートには、それを取り扱う NFT プラットフォームの存在を前提としているものが少なくありません。とりわけ、NFT 保有者に限ってアート作品にアクセス可能な仕組みを提供しようとする場合、そのアクセスの仕組みにはプラットフォーム自身の関与が不可避となり、プラットフォームの存続可能性に大きな影響を受けることとなります。そして当該アクセスの仕組みが将来にわたって利用不可となった場合、たとえ NFT 自体が ERC721 トークンであり、イーサリアム・ブロックチェーン上で半永続的に取引できるとしても、本質的な価値を失う可能性があります。

また、アクセス方法が旧式化した結果としてアクセス手段を失う可能性も考えられます。例えば、ビットマップ形式の画像ファイルであれば、極めて単純なファイルフォーマットであるため、それをデジタルアート作品として再現する手段はかなりの長期にわたり存続し続けることが期待できますが、特定の VR ゴーグルを着用して閲覧するような VR 作品の場合、それに対応する製品の生産が終了して長時間が経過すると、もはや作品の閲覧自体が極めて困難となり得ます。

これらの点は、伝統的なファインアートには無い、デジタルアート特有の問題といえます。将来にわたり利用可能性が高いと思われるファイルフォーマットを利用する、永続性の高いストレージサービス（事業の継続性に問題がないと思われる企業のサービス、IPFS をはじめとする分散型ストレージの仕組み等）を利用するといった対策は考えられますが、コンテンツの種類によってはそのような対応も困難と思われます。この点については、技術的な解決が待たれます。

6. アーティストへの利益還元の限界に関する問題

アーティスト A は、自らの著作物であるアート作品を NFT プラットフォーム X で NFT 化し、購入者 B に販売した。X は、NFT の譲渡が行われる都度、その譲渡対価の一部をアーティスト A に自動的に還元する仕組みを有している。B が、X ではない別のプラットフォーム Y で当該 NFT を譲渡した場合には、どうなるか。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

アート NFT がアーティストからも注目される理由の一つには、NFT が転々流通する都度、その譲渡対価の一部を、確実にアーティストに対して利益還元するように設計することができるという点があるといわれています。

このような仕組みを法制化するものとして、著作権の一部としての「追求権」制度があります。我が国には同様の仕組みはありませんが、いわゆる欧州追及権指令（Directive 2001/84/EC）に基づき EU 各国において導入されているなど、諸外国においては比較的受け入れられている仕組みです。

NFT の分野でこれを実現する仕組みは、NFT に一般的に用いられる ERC721 や ERC1155 といった規格上定義されているわけではなく、その実装は個々のプラットフォームに依存しています。そして一般に、当該仕組みを持つプラットフォームであっても、その対象とする取引は自らのプラットフォーム上で行われた取引に限定されています。この場合、特定のプラットフォームにおいて利益還元の仕組みが実現できているとしても、上記 5. と同様、当該プラットフォームの事業継続リスクが問題となりますし、他のプラットフォームや相対取引の場合には、こうした利益還元を実現できないこととなります。

Ⅳ. おわりに

本稿では、デジタルアートの NFT を中心として、そもそも NFT とは何か、その法的性質はどうか、とりわけ著作権との関係で生じる個別的な問題にどのようなものがあるか、をそれぞれ概説しました。NFT 取引が活発化したのは本年に入ってからであり、現在も様々な利活用が模索されているところです。必然、法律実務も手探りが続いておりますが、少々まとまりを欠いたとしても現時点でお伝えできる情報を積極的に発信させていただくことに意義があると考え、執筆テーマとした次第です。足元でも多くのご相談案件をいただいておりますので、引き続き、少しでも有益な情報提供に努めてまいります。

（弁護士　増田 雅史、弁護士　古市 啓）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

セミナー情報

- セミナー　『M&A におけるデータ・コンプライアンスの最新実務～データ保護規制の世界的な動向が M&A 実務に与える影響や実務上の留意点などを解説～』
  開催日時　2021 年 7 月 30 日（金）13:30～16:30
  講師　石川 大輝、毛阪 大佑
  主催　株式会社金融財務研究会

- セミナー　『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務』
  開催日時　2021 年 8 月 10 日（火）10:00～2021 年 9 月 8 日（水）17:00 配信
  講師　田中 浩之
  主催　株式会社プロネクサス

文献情報

- 論文　「造船所に関する法律関係（3）」
  掲載誌　海事法研究会誌 2021 年 2 月号（No.250）
  著者　丸茂 彰、林 浩美、川村 隆太郎、佐藤 貴哉、田中 浩之（共著）

- 論文　「押印慣行の見直し、電子契約・電子署名に関する最新動向」
  掲載誌　月刊監査役 717 号
  著者　佐々木 奏

- 論文　「改正著作権法のポイントを押さえておこう」
  掲載誌　企業実務 No.837
  著者　上村 哲史

- 論文　「The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2021 - Regulations on Drone Flights in Japan」
  掲載誌　The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2021 9th Edition
  著者　戸嶋 浩二、林 浩美（共著）

- 論文　「The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2021 - Japan chapter」
  掲載誌　The International Comparative Legal Guide to: Aviation Law 2021 9th Edition
  著者　林 浩美

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「日本の AI ガバナンスはどうなっていくのか」
  掲載誌　日経 Robotics 2021 年 3 月号
  著者　岡田 淳

- 本　『意匠・デザインの法律相談Ⅱ』
  出版社　株式会社青林書院
  著者　佐々木 奏（共著）

- 論文　「情報漏えい・サイバーセキュリティインシデント発生時の実務対応（1）」
  掲載誌　NBL No.1188
  著者　蔦 大輔

- 論文　「Chambers Global Practice Guides TMT 2021 - Japan Chapter」
  掲載誌　Chambers Global Practice Guides TMT 2021
  著者　林 浩美、湯川 昌紀、蔦 大輔

- 論文　「新規事業の立上げにおけるリーガルチェックの重要性とその実務」
  掲載誌　月刊 研究開発リーダー 2021 年 2 月号（第 179 号）
  著者　中野 玲也

- 論文　「デジタルプラットフォーム取引透明化法の施行と今後の展望」
  掲載誌　月刊監査役 第 719 号
  著者　岡田 淳

- 論文　「難解な契約への処方箋――基本から、誠実に」
  掲載誌　NBL No.1189
  著者　関戸 麦

- 論文　「ハイテク紛争解決等に関する SOLAIR Conference 2020 の開催」
  掲載誌　日本仲裁人協会会報 Vol.17
  著者　岡田 淳

- 論文　「プラットフォームビジネスをめぐる法令等の最新動向」
  掲載誌　経営法友会リポート No.565
  著者　岡田 淳、中野 玲也、古市 啓

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2021 - Japan Chapter」
  掲載誌　Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2021
  著者　小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登

- 論文　「情報漏えい・サイバーセキュリティインシデント発生時の実務対応（2）」
  掲載誌　NBL No.1190
  著者　蔦 大輔

- 論文　「Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2021 - Japan Chapter」
  掲載誌　Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2021
  著者　小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登（共著）

- 論文　「知財判例速報　現代アート作品の著作権侵害（金魚電話ボックス事件控訴審）大阪高判令和 3 年 1 月 14 日」
  掲載誌　ジュリスト No.1556
  著者　田中 浩之

- 論文　「「コンバーティブル・エクイティ」をはじめとしたいわゆる「コンバーティブル投資手段」の概要および実務 Q&A」
  掲載誌　IBUSINESS LAWYERS
  著者　飯島 隆博

- 論文　「Japan updates enforcement rules for amended APPI」
  掲載サイト　International Association of Privacy Professionals (IAPP)
  著者　田中 浩之

- 論文　「企業が DX 時代に直面する「個人情報の取り扱い」、課題とヒント」
  掲載誌　ウェブ電通報
  著者　田中 浩之

- 論文　「Mondaq Comparative Guides - Data Privacy - Japan Chapter」
  掲載誌　Mondaq Comparative Guides - Data Privacy
  著者　田中 浩之、北山 昇、松本 亮孝

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「情報漏えい・サイバーセキュリティインシデント発生時の実務対応（3・完）」
  掲載誌　NBL No.1193
  著者　蔦 大輔

- 論文　「The Financial Technology Law Review Fourth Edition - Japan Chapter」
  掲載誌　The Financial Technology Law Review Fourth Edition
  著者　岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博

- 論文　「Japan - Cookies & Similar Technologies」
  掲載誌　OneTrust DataGuidance 2021 年度版
  著者　岡田 淳

- 本　『企業訴訟実務問題シリーズ　特許侵害訴訟〔第 2 版〕』
  出版社　株式会社中央経済社
  著者　飯塚 卓也、岡田 淳、桑原 秀明（共著）

- 論文　「Japan: APPI changes to come」
  掲載誌　OneTrust DataGuidance
  著者　岡田 淳

- 論文　「＜Robotics 法律相談室第 71 回＞EU の AI に関する包括規制案の内容とは」
  掲載誌　日経 Robotics 2021 年 7 月号
  著者　戸嶋 浩二

- 論文　「令和 2 年改正個人情報保護法の施行に向けた実務対応」
  掲載誌　会計・監査ジャーナル Vol.33 No.792
  著者　岡田 淳

- 講演録　「緊急解説！令和 2 年改正個人情報保護法ガイドライン（案）のポイント」「新型コロナウイルスの流行とサイバーセキュリティに関する留意点」
  掲載誌　PLAZMA
  著者　田中 浩之

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- 論文　「法律事務所の図書担当と弁護士が教える　リーガル・リサーチ基本の㊥　第１回　リーガル・リサーチの対象資料／パブリック・データベース」
  掲載誌　ビジネス法務 2021 年 8 月号
  著者　中村 智子（図書）

- 論文　「システムエンジニア（SE）への専門業務型裁量労働制の導入要件と留意事項」
  掲載誌　BUSINESS LAWYERS
  著者　上村 哲史、南谷 健太

- 論文　「The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2021 - Thailand Chapter」
  掲載誌　The International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2021
  著者　岡田 淳、プラーナット・ラオハパイロート

- 本　『ソフトウェア開発委託契約　交渉過程からみえるレビューのポイント』
  出版社　株式会社中央経済社
  著者　上村 哲史、田中 浩之、辰野 嘉則（共著）

NEWS

- 新型コロナウイルス対応　参考リンク集（随時更新）

  新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細はこちら、英語版はこちらをご参照ください。

- IP STARS 2021 において高い評価を得ました

  Managing Intellectual Property が発行する IP STARS 2021 において、当事務所は Patent contentious 及び Trade mark contentious の分野で、三好 豊及び小野寺 良文が高い評価を得ました。

- ALB IP Rankings 2021 にて高い評価を得ました

  Asian Legal Business（ALB）2021 年 5 月号の IP Rankings 2021 において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門及び Copyright/Trademarks 部門において高い評価（Tier 1）を得ました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- Benchmark Litigation Asia-Pacific 2021 において高い評価を得ました

  Euromoney が発行する Benchmark Litigation Asia-Pacific 2021 年版において、Intellectual Property Law の分野で三好 豊が選ばれました。

- IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2021 にて高い評価を得ました

  IAM Patent 1000 - The World's Leading Patent Professionals 2021 において、当事務所は litigation 及び transaction で上位グループにランキングされました。また、当事務所の小野寺 良文 及び岡田 淳が高い評価を受けました。

- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました

  Best Lawyers ®による、The 12th Edition of The Best Lawyers ™ in Japan において、Intellectual Property Law の分野で飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史及び岡田 淳が選ばれ、Technology Law の分野で田中 浩之が選ばれました。

- World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2021 にて高い評価を得ました

  Law Business Research が発行する World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2021 において、当事務所は日本を代表する法律事務所（Silver）として選ばれました。また、当事務所の以下の弁護士・弁理士も各分野で高い評価を受けました。

  Individuals: Enforcement and litigation (Silver)
  三好 豊
  Individuals: Enforcement and litigation (Bronze)
  小野寺 良文
  Individuals: Prosecution and strategy (Silver)
  田中 尚文

- Chambers Global 2021 にて高い評価を得ました

  Chambers Global 2021 で、当事務所は日本における Intellectual Property: Domestic (Band 2) を含む 12 の分野で上位グループにランキングされ、以下の弁護士が高い評価を得ました。

  JAPAN

  Intellectual Property

  Foreign expert for China: 小野寺 良文

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

Intellectual Property: Domestic

Leading Individual: 三好 豊

Up and Coming: 岡田 淳

CHINA

Intellectual Property (International Firms)

Foreign Expertise based abroad in Japan: 小野寺 良文

- The Legal 500 Asia Pacific 2021 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2021 にて、当事務所は Intellectual Property の分野で上位グループにランキングされ、三好 豊、小野寺 良文、岡田 淳が Leading Individuals に選ばれました。

- 新人弁護士（35 名）が入所しました

- パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 10 名の弁護士がパートナーに就任いたしました。

【パートナー】

岸 寛樹、佐藤 典仁、片桐 大、木山 二郎、西尾 賢司、石橋 誠之、今仲 翔、小林 雄介、白川 佳、松田 悠希

また、同日付で 7 名の弁護士がカウンセルに就任いたしました。

【カウンセル】

倉持 喜史、天野 園子、増田 雅史、宮岡 邦生、繁多 行成、細川 怜嗣、田中 亜樹

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めてまいります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2021 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.